

○岩見沢市請負工事施工体制点検要領

平成16年 3月16日制定
最終改正 令和 6年10月24日

第1 趣旨

この要領は、岩見沢市が発注した請負工事の施工体制について、監督業務等において工事監督員が把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものとする。

第2 対象工事

- 1 工事現場施工体制の点検については、全ての工事について対象とする。
- 2 専任の主任技術者又は監理技術者（「監理技術者等」という。）の設置に関する点検は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に定める工事（請負金額が4,000万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、8,000万円以上のもの。）について行うこととする。
- 3 施工体制台帳及び施工体系図等に関する点検は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項に定める工事（下請契約を締結したもの。）について行うこととする。

第3 施工体制の点検方法と時期

- 1 点検は、「施工体制チェック表」（様式―1）の項目の内容により、工事着手後速やかに現場等で点検を行い、月1回をめぐりに実施し、その結果を記録する。
- 2 一括下請負に疑義がある時は、「一括下請負チェック表」（様式―2）により実施する。

第4 点検結果の取扱

1 是正指導

工事監督員は監理技術者等の専任制の確認及び施工体制の点検において、不明確の場合は適切な措置を図るよう指導を行うこと。

2 工事検査員への提示

工事監督員は、施工体制の点検結果（施工体制チェック表、一括下請負チェック表）を、完成工事検査時に検査員に提示すること。

3 工事成績評定への反映

工事監督員は、監理技術者等の専任制の点検、工事現場における施工体制の点検及びその他の点検結果を請負工事成績評定に適切に反映すること。

第5 違反事案の報告

- 1 点検等により、是正指導を行ったにもかかわらず改善が認められない場合、又は、次のいずれかに該当すると疑義を生じたときは、工事所管課長は「施工体制点検による違反事案について」（様式—3）により契約検査管理課長に報告すること。

- (1) 建設業法第28条第1項3号、第4号又は第6号から第8号までのいずれかに該当すること。

建設業法第28条第1項

第3号（建設業者として不適当であると認められるとき）

第4号（一括下請負の禁止）

第6号（建設業の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき）

第7号（特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が4,500万円以上となる下請契約を締結したとき。ただし、建築一式工事の場合は、7,000万円以上となる下請契約を締結したとき。）

第8号（営業停止又は営業禁止されている者と営業停止・禁止範囲に係る下請契約を締結したとき）

- (2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項若しくは第3項又は同条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項、第2項若しくは第4項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したこと。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条

第2項（施工体制台帳等の提出）

第3項（発注者の点検を拒んではないこと）

建設業法第24条の8第1項、第2項、第4項（施工体制台帳の作成、下請負人の通知義務、施工体系図の作成及び公衆を含む見やすい場所への掲示）

建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置）

建設業法第26条の2（専門工事等に係る技術者の設置）

2 契約検査管理課長は、審査の結果、疑うに足る事実と認めたときは、岩見沢市工事等入札参加者指名委員会に通知することとし、また、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われている区域を管轄する都道府県知事に対してもその事実を通知すること。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日改正）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月17日改正）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日改正）

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（令和4年12月28日改正）

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和6年10月24日改正）

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

様式ー1

施工体制チェック表

1 工事概要

所属・氏名・確認日	課	氏 名:	確認日:	年	月	日	
工 事 番 号:	工 事 名:						
受 注 者 名:	請 負 金 額:		円				
一次下請負業者名:	一次下請負総額:		円				
工 期:	年	月	日	～	年	月	日
工 事 種 別:	監理技術者氏名:						
	主任技術者氏名:						

2 点検項目

目 的	調査項目	点 検 内 容	○全ての工事が対象		□請負代金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事が対象		△下請契約を締結した工事が対象	
			確認	確認	確認	確認	確認	確認
ア 監理技術者等の専任の点検	① 資格者証の把握(下請契約の合計金額が4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の工事が対象)	△ 監理技術者資格証を現地で携帯しているか。 △ 資格者証の会社名、工種区分、期限は有効か。 △ 資格者証は裏書で変更事項がないか。 △ 監理技術者の資格者要件に疑義はないか。 ※疑義がある場合に内容(所属・資格・有効期限・その他)					携帯 有効	不携帯 無効
	② 同一性の把握	△ 施工体制台帳に記載の技術者と同一人物か。 ○ 請負契約に基づく届出の技術者と同一人物か。 ○ 監理技術者等の変更があった場合、手続きは適正か。	同 適正	異 不適正	同 適正	異 不適正	同 適正	異 不適正
	③ 常駐の把握	□ 現場にいるか。			いる	いない	いる	いない
イ 施工体制の点検	④ 施工体制台帳の把握	△ 施工体制台帳は現場に備え付けられているか。 △ 適正化法に基づき提出された台帳と同一か。 △ 施工体制台帳に必要事項の記入があるか。 △ 施工体制台帳に下請負契約書(写)が添付されているか。 △ 下請金額が確認できるか。					いる 同 有 有	いない 異 無 無
	⑤ 施工体系図の把握	△ 施工体系図は、現場の見やすい場所に掲示されているか。 △ 施工体系図に記載のない業者が作業していないか。					できる 掲示	できない 未掲示
	⑥ 施工体制の把握(一括下請負)	○ 下記のいずれかにも該当しないか。 ・主任技術者の専任の工事で、専任制に疑義があるもの。 ・主たる部分を実施する一次下請負人が元請契約額の過半を占める工事。 ・同業種の同規模以上の会社が一次下請負等に存在している工事。 ・工区割された同時期の隣接工事に同一会社が一次下請負等に存在している工事。 ・その他、一括下請に疑義があると認める工事。	しない (該当するものは様式ー2ー一括下請負チェック表へ)	する (該当するものは様式ー2ー一括下請負チェック表へ)	しない (該当するものは様式ー2ー一括下請負チェック表へ)	する (該当するものは様式ー2ー一括下請負チェック表へ)	しない (該当するものは様式ー2ー一括下請負チェック表へ)	する (該当するものは様式ー2ー一括下請負チェック表へ)
ウ その他の点検	⑦ 建設業許可の標識の設置	○ 建設業許可を受けたことを示す標識が現場の見やすい場所に設置してあるか。 また、監理技術者等が正しく記載されているか。	問題 なし	問題 あり	問題 なし	問題 あり	問題 なし	問題 あり
	⑧ 下請負人に対する通知	△ 建設業者が下請負人に対し、再下請を行う場合に再下請通知を提出すべき旨の掲示があるか。					有	無
	⑨ 建退共に関する掲示	○ 建退共制度関係に関する掲示が現場の見やすい場所に設置されているか。	設置	未設置	設置	未設置	設置	未設置
	⑩ 労災保険に関する掲示	○ 労働保険関係に関する掲示が現場の見やすい場所に設置されているか。	設置	未設置	設置	未設置	設置	未設置
	⑪ 工事カルテの登録(請負代金額500万円以上)	□ 受注時・変更時の工事カルテは適正に登録されているか。			適正	不適正	適正	不適正

3 所見(現場指導事項等)

様式－２

一括下請負チェック表

１ 基本事項

部 課 名		工 事 番 号	
受 注 者 名		業 種	
主たる部分の工種		請 負 金 額 (A)	円
契 約 月 日	年 月 日	工 期	～
監理技術者等氏名		一 次 下 請 負 業 者 数	件
最大一次下請負業者名		一 次 下 請 負 総 契 約 額 (B)	円
元 請 実 施 額 (A-B)	円	元請実施割合(A-B)/(A)	%

２ 実質関与

番号	項 目	内 容	監督・検査での点検事項等	元請負人 (注1)	下請負人 (注2)	判定 (注3)
1	技術者	・元請負会社に所属している技術者の専任が認められる。	・施工計画書に記載された技術者の所属 ・専任状況			
2	発注者との協議	・請負契約書に基づく協議・報告事項、設計内容の確認や設計変更協議簿等の打合せを主体的に実施。	・打合せ。打合せ簿。等			
3	住民への説明	・工事施工に関する具体的内容の住民説明を行う。 ・住民等からの苦情等について、的確に対応。	・日報。住民からの苦情内容。等			
4	官公庁等への届出等	・労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁等への届出等を行い、履行。 ・工事施工上必要な道路管理者、交通管理者等への申請、協議を実施。	・申請書等の内容。等			
5	近隣工事との調整	・近隣工事との調整を適切に実施。	近隣工事と調整がとれた施工。等			
6	施工計画	・契約図書の内容を適切に把握。 ・設計図等の照査を的確に実施。 ・施工計画(工程計画、安全計画、品質計画等)を立案。 ・必要となった修正を適切に実施。	・施工計画書。施工計画打合せ。等			
7	工程管理	・工事全体を把握し、工事の手順・段取りを適切に調整・指揮。 ・工程変更を余儀なくされた時に適切に対応。 ・災害防止のための臨機の措置を実施。	・施工計画と実際の差。等		(□あり)	
8	出来形・品質管理	・品質確保の体制整備。 ・所定の検査・試験を実施。 ・検査・試験結果を適切に保存。 ・不具合等の発生時に適切な対策を実施。	・出来形報告書類。品質記録書類。写真。等		(□あり)	
9	完成検査	・下請施工分の完成検査。	・点検時ヒアリング、元請の出来形管理資料。等			
10	安全管理	・安全確保に責任のある体制の保持。 ・設備、機械、安全施設、安全行動等の点検。 ・労働者の安全教育、下請負業者の安全指導。	・施工計画書。仮設部の状況。仮設物の点検記録。日報。安全大会。安全パトロール・教育の実施状況。等		(□あり)	
11	下請の施工調整及び指導監督	・施工場所、施工取り合い部分、仮設物の使用等についての調整指導。 ・施工上の留意点、技術的内容について具体的指導。 ・施工体制台帳、体系図の整備。	・現場の施工状況。下請負からの苦情。下請の事故等の処理。施工体制台帳。等			
総合判定	● ▲ ※	全ての項目で○ ●※以外のもの 全項目で△又は×	実質関与していた 元請負人、下請負人に聞き取り調査等実施して判定 一括下請負として報告			

(注1)	(注2)	(注3)
○：実施している △：一部を実施 ×：殆んどが実施していない －：判別不能、対象外	○：元請に代わって実施 △：元請の補助として実施 □：担当分野を実施(項目7,8,10) ×：関与していない －：判別不能、対象外	元請 下請 判定 ○ × ○ 元請が実施。 × ○□ × 実質的に一次が実施。 △ △□ △ 元請と一次が実施。 ○ □ ○ 7,8,10のみケース。 ○ ○ ○△ あり得ないケース。

なお、必要に応じ、元請だけでなく二次及び三次下請負についても、自ら施工していないと思われる下請負については点検を行うこと。

様式一 3

事 務 連 絡
年 月 日

様

○○ 課長

氏 名

施工体制点検による違反事案について（報告）

工事現場における施工体制の点検により、下記の事案を確認しましたので報告します。

記

商 号 又 は 名 称	
住 所 又 は 所 在 地	
代 表 者 名	
工 事 名	工事番号 _____
工 事 場 所	
違 反 の 内 容	
経 過	
備 考	

※契約書等の関係書類の写しを添付すること。
※その他チェック表等の資料をも添付すること。